

A 市長室からお答えします

おくやみハンドブックについて

Q 親族が亡くなった時に、どのような手続きが必要か分からないため不安です。家族に高齢者がいるので、事前に把握しておきたいと思っているのですが、死亡届を提出した後の手続きを確認できるものはありますか。

A 死亡に伴う手続きは、窓口が多岐にわたるため、遺族の感じる不安や負担は大きいものです。市では、遺族の負担を少しでも減らすことができるよう、死亡届を提出した後に必要となる手続きをまとめた「おくやみハンドブック」を作成しました。市民課(市役所1階)、下総・大栄支所、市民課赤坂分室で配布していますので、活用してください。

※くわしくは市民課(☎20-1525)へ。



このコーナーでは、これまで「市長への手紙」などを通じて寄せられた意見・要望のうち、問い合わせの多いものについて、市の取り組みや考え方などをQ&A方式で紹介します。

消費生活相談Q&A

**通販サイトで購入した商品が届かず
販売業者と連絡も取れない**

Q 通販サイトで有名ブランドのバッグを格安で購入し、銀行振り込みで代金を支払いましたが、配達予定日を過ぎても商品が届きません。メールで問い合わせましたが返信がなく、サイトに表示されていた住所や電話番号は存在しないことが分かりました。すでに支払った代金を返してもらうことはできますか。

A 販売業者と連絡が取れない場合、銀行振り込みで支払った代金を取り戻すことは難しいです。このような悪質な通販サイトのトラブルに遭った場合は、消費生活センターや警察署に相談し、振込先の銀行に口座凍結を申し出ましょう。振込め詐欺救済法により、支払った代金の一部が戻ることがあります。

また、クレジットカードで決済した場合は、返金される可能性があるため、できるだけ早くカード会社に相談しましょう。トラブルに備え、通販サイトを利用した際の最終確認画面などをスクリーンショットで保存し、記録を残しておきましょう。

- なお、悪質な通販サイトには次のような共通点があります。
- 販売業者の名称・住所・電話番号が表記されていない
 - 日本語の表現が不自然である
 - 支払方法が前払いの銀行振り込みに限定されている



- 振込先の口座名が個人名である
- 有名なブランドやメーカーの商品で価格が極端に安い

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

国民健康保険の高額療養費制度

医療費が高額になった時に

1カ月の自己負担額が限度額を超えた時

高額療養費制度は、国民健康保険加入者が同じ月内に同じ医療機関(入院・外来・歯科は個別に計算)で自己負担限度額を超える金額を支払った時、その超過分が後で払い戻される制度です。70歳以上の人の限度額は、下表の通り区分されています。70歳未満の人の限度額については、保険年金課(☎20-1526)にお問い合わせください。

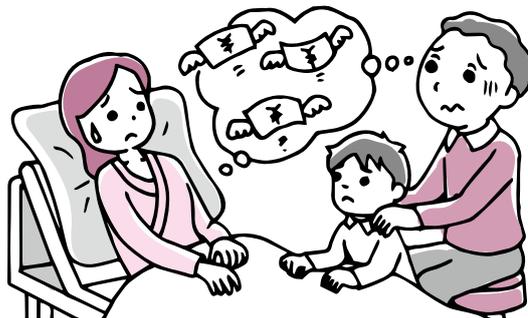
支給対象世帯には「該当通知書」と「申請書」を送付

高額療養費が支給される世帯には、通常、受診の2カ月後に該当通知書と申請書を送付します。この通知を受け取ったら、次の申請に必要な物を持って保険年金課(市役所1階 〒286-8585 花崎町760)または下総・大栄支所で申請してください。郵送でも受け付けています。支払日は、後日送付する「高額療養費支給決定通知書」で確認してください。

70歳以上の自己負担限度額

所得区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
現役並みⅢ 課税所得690万円以上	25万2,600円(総医療費が84万2,000円を超えた場合は、その分の1%を加算) (4回目以降は14万100円)	
現役並みⅡ 課税所得380万円以上 690万円未満	16万7,400円(総医療費が55万8,000円を超えた場合は、その分の1%を加算) (4回目以降は9万3,000円)	
現役並みⅠ 課税所得145万円以上 380万円未満	8万100円(総医療費が26万7,000円を超えた場合は、その分の1%を加算) (4回目以降は4万4,400円)	
一般	1万8,000円 (年間上限* 14万4,000円)	5万7,600円 (4回目以降は 4万4,400円)
低所得(非課税)	Ⅱ	2万4,600円
	Ⅰ	1万5,000円

*8月から翌年7月までの1年間



申請に必要な物＝該当通知書、申請書、医療費の領収書(病院などが発行した物)、世帯主の振込先口座が分かる物、世帯主と対象者のマイナンバーカード、またはマイナンバーが分かる物と本人確認ができる物(運転免許証・パスポート・写真付きの住民基本台帳カードなど)

申請手続きが簡素化できます

一定の要件を満たす場合、申請手続きの簡素化が可能です。初回のみ申請が必要ですが「成田市国民健康保険高額療養費支給申請書(申請手続簡素化対象世帯用)」を提出した世帯には、次回以降の高額療養費を指定の口座へ自動的に振り込みます。対象となる世帯には、案内文を同封します。

「限度額適用認定証」で窓口負担を自己負担限度額までに

医療機関で限度額適用認定証を提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額までになります。

限度額適用認定証の交付を受けられるのは、国民健康保険税の滞納がなく、所得申告が済んでいる人です。希望する人は次の申請に必要な物を持って保険年金課または下総・大栄支所で申請してください。専用フォーム(<https://logoform.jp/f/f6FNw>)からも申し込めます。なお、70歳以上の「現役並みⅢ」と「一般」の人については認定証の発行は不要です。



申請に必要な物＝保険証、世帯主と対象者のマイナンバーカード、またはマイナンバーが分かる物と本人確認できる物(運転免許証・パスポート・写真付きの住民基本台帳カードなど)

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

海外居住者の国民年金

希望に応じて加入できます

国民年金に加入している人が海外に転出した場合、国民年金の資格を喪失することになります。海外に住むことで国民年金に加入しなかった期間は、将来、年金を受けようとする時の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。また、万が一の場合に障害基礎年金などの保障を受けることがで

きなくなります。

受け取る年金額を増やしたい、障害基礎年金などの保障を受けられるようにしておきたいなどの希望がある場合は、引き続き国民年金に加入(任意加入)することができますので、保険年金課(市役所1階)で手続きしてください。

ただし、任意加入者には、保険料免除制度や学生納付特例制度は適用されませんので注意してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。